

令和4年教育委員会第9回定例会会議録

開会日時 令和4年9月5日 午前 10時00分

閉会日時 同上 午後 0時12分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子
同職務代理者 上原有美江
委 員 壺内 明
委 員 望月京子
委 員 日高芳一
委 員 青柳 豊

議場出席委員

・教育次長	中島 俊一	・学校教育担当部長	菅谷 幸弘
・教育総務課長	山崎 淳	・学校施設担当課長	小野村守宏
・学校環境整備担当課長	尾崎 隆夫	・学務課長	羽田 顕
・指導室長	谷合みやこ	・学校教育推進担当課長	森 孝行
・学校教育支援担当課長	大川 千章	・統括指導主事	木村 文彦
・地域教育課長	須藤 義和	・放課後支援課長	高橋 裕之
・生涯学習課長	佐藤 秀夫	・生涯スポーツ課長	柿澤 幹夫
・中央図書館長	新井 秀成		

書 記

・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花高子 委員 上原有美江 委員 壺内 明
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和4年教育委員会第9回定例会を開会いたします。

本日の会議録の署名は私に加え、上原委員と壺内委員にお願いをいたします。

まず、本日、1名の傍聴の申し出がございますが、本日の議案第26号から29号までにつきましては議会の議案に関する案件のため、また報告事項等10につきましては特定の個人を識別され得る情報が含まれており、公開することにより個人の権利、利益を害するおそれや、公正かつ円滑な議事運営を損なうおそれがあるため、これらの案件は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** それでは、議案第26号から29号まで及び報告事項等10につきましては非公開とし、議事の進行は、議事日程を変更し、まず報告事項等10について説明を受け、質疑等を行い、その後議事日程の記載の順序で進めてまいりたいと思っております。

傍聴人には非公開案件が終了した後、お入りいただきます。

それでは、議事に入ります。

本日は、議案等が5件、報告事項等が12件でございます。

報告事項等10「いじめの重大事態に係る調査結果について」

— 非公開 —

次に、議案第26号「令和4年度葛飾区一般会計補正予算（第2号・教育費）に関する意見聴取」を上程いたします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、議案第26号「令和4年度葛飾区一般会計補正予算（第2号・教育費）に関する意見聴取」につきまして、説明を申し上げます。

初めに「提案理由」でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長から意見を求められましたので本案を提出するものでございます。

別添の補正予算案につきまして異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えてございます。

それでは、別添の補正予算案、14ページをご覧ください。歳出予算でございます。第8款「教育費」第1項「教育総務費」第4目「学校施設建設費」の1「小中合築校舎建設経費」(1)「よつぎ小学校・四ツ木中学校改築経費」は、補正額5,000万円。報告事項として後ほど説明申し上げます「葛飾区立よつぎ小学校・四ツ木中学校改築のための基本的な考え方(案)」を取りまとめたことに伴いまして、基本・実施設計委託費を計上するものでございます。

また、こちらは債務負担行為を設定いたします。22 ページをご覧ください。表の一番下、事項は「よつぎ小学校・四ツ木中学校改築基本設計等委託」で、期間は令和5年度から6年度、限度額は2億1,766万4,000円でございます。

恐れ入ります、16 ページをお開きください。第2項「小学校費」第4目「学校管理費」の1「小学校維持管理経費」(1)「学校施設維持管理経費」は、補正額9,954万3,000円。電気料金の高騰に伴う補正でございます。

次に、第6目「学校施設建設費」の1「校舎建設経費」の(1)「水元小学校改築経費」及び(2)「道上小学校改築経費」は、それぞれ改築工事費に係る債務負担行為補正でございます。

23 ページをご覧ください。表の一番上と2番目でございます。建設工事資材単価の高騰に伴いまして予算額に不足が生じるため、水元小学校改築工事は限度額を5億8,730万円、道上小学校改築工事は限度額を7億8,660万円、それぞれ増額いたします。

次に、18 ページをお開きください。第3項「中学校費」第1目「学校管理費」の1「中学校維持管理経費」(1)「学校施設維持管理経費」は、補正額5,250万9,000円で、電気料金の高騰に伴う補正でございます。

第5目「学校施設建設費」の1「校舎建設経費」(1)「常盤中学校改築経費」は、基本・実施設計委託費の債務負担行為補正でございます。

恐れ入ります、23 ページをご覧ください。表の一番下、事項は「常盤中学校改築基本設計等委託」で、令和5年度としていた期間を令和5年度から6年度とするもので、こちらは同校に係る改築基本構想基本計画(案)の作成処理に時間を要し、改築懇談会の開催を延期したことに伴うものでございます。

次に、20 ページをお開きください。第6項「社会教育費」第1目「社会教育振興費」の1「社会教育事務運営経費」(1)「超過交付金返還金」は、補正額561万6,000円。飯塚小学校学童保育クラブの整備に係る令和3年度の国庫補助金の精算に伴うものでございます。また、その下の2「放課後支援事業経費」(1)「学童保育クラブ運営費助成経費」は、補正額4,140万円。オンライン会議等に必要なICT機器の導入等の環境整備に要する経費2,280万円及び消毒液の購入等の新型コロナウイルス感染症対策に要する経費1,860万円を私立学童保育クラブに助成するものでございます。

なお、こちらの歳出につきましては、国庫支出金及び都支出金の特定財源がございまして、対象事業費の3分の1の補助金が国と都からそれぞれ交付されます。金額はそれぞれ1,380万円を計上しております。

次に、第2目「社会教育施設費」の1「図書館管理運営経費」(1)「維持管理費」は補正額879万5,000円。その下の2「博物館管理運営経費」(1)「維持管理費」は補正額366万9,000円。いずれも電気料金及びガス料金の高騰に伴う補正でございます。

最後に歳入予算でございます。先ほど説明申し上げました私立学童保育クラブ運営費助成の特定財源でございますけれども、子育て支援部が歳入の所管となっております、私立保育所などの分と合わせまして、10 ページ及び 12 ページにそれぞれ国庫支出金・都支出金の福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金として計上しているところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

青柳委員。

○**青柳委員** ご説明ありがとうございます。

今、本当に電気代もそうですし、建材コストも想像を超えた上がり方をしている中で、今回、小学校の建設費の限度額を定められているのですけれども、この状況でさらに上がってくるものが考えられるのですが、現時点でのこの上がり幅で計算されているのか、ここからもっと伸びていくことも踏まえて考えられているのか教えてください。

○**教育長** 学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** 東京都財務局の単価というのがございまして、直近だと令和4年7月のもので今、計算しているのですけれども、今後またこの単価が上がりますと、またその金額の変更があるということで、対応するものでございます。絶えず直近の単価を見ながら、適切に補正予算を組んでいきたいと思っています。

○**教育長** 青柳委員。

○**青柳委員** 確かに、この先、見えない部分がたくさんあるので、臨機応変に対応されていくしかなのかなと思うので、大変だと思いますけれども、学校建設に遅れが生じたり、予定変更が生じないように頑張っていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 26 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** それでは、異議なしと認め、議案第 26 号について原案のとおり可決といたします。

以上で議案第 26 号を終わりといたします。

次に、議案第 27 号「葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

学務課長。

○**学務課長** それでは、私から議案第 27 号「葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」についてご説明申し上げ

げます。

まず、こちらの「提案理由」でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づきまして、区長から意見を求められましたので本案を提出するものでございます。

別添の条例案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えてございます。

恐れ入ります、1 枚おめくりください。条例の内容でございます。提案理由といたしまして、介護補償の限度額を改める必要があるもので、本案を提出するものでございます。

内容といたしましては、葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の第 12 条第 2 項第 2 号、常時介護を要する場合の介護補償の金額について 7 万 3,090 円を 7 万 5,290 円に改め、同項第 4 号、随時介護を要する場合の介護補償の金額 3 万 6,500 円を 3 万 7,600 円に改めるものでございます。

施行期日は、公布の日としてございます。

経過措置でございますけれども、改正後の第 12 条第 2 項の規定につきましては、令和 4 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用いたしまして、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償につきましては、同項の規定にかかわらず、従前の例によるとしてございます。

そして、三つ目です。適用日からこの条例の施行の日の前日までの間におきまして、改正前の規定に基づきます介護補償として支払われた金額につきましては、これに相当する改正後の条例の規定に基づく介護補償の内払いとみなすとしてございます。

条例の内容につきまして、説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 27 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 27 号について原案のとおり可決といたします。

以上で、議案第 27 号を終わりといたします。

次に、議案第 28 号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程します。

指導室長。

○**指導室長** それでは、私から議案第 28 号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」についてご説明申し上げます。

「提案理由」でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づ

き、区長から意見を求められましたので、本案を提出するものでございます。

資料の第2枚目が本会議において提出される議案となっております。

改正理由につきましては、令和3年6月に地方公務員法の一部を改正する法律案が公布されたことにより、60歳を境に適用する制度が変わりますことに伴い、規定の整備をする必要がございますので、本案を提出いたします。

新旧対照表をご覧ください。第3条第3項につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間を定めるもの、同条第4項につきましては、1週間当たりの正規の勤務時間を定めるものでございます。第4条につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間の割り振りを定めるものでございます。

おめくりいただきまして、第5条第1項につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の週休日を日曜日・土曜日に加えまして月曜日から金曜日までの5日間において設ける旨を定めるものでございます。同条第2項につきましては、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある定年前再任用短時間勤務職員が4週間ごとの期間につき8日以上週休日を設ける旨を定めるものでございます。

3ページの第6条につきましては、1日につき7時間45分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除いた定年前再任用短時間勤務職員について、半日勤務時間の割り振りの変更の規定を適用しない旨を定めるものでございます。

第15条につきましては、年次有給休暇の日数を定めるものでございます。

なお、この改正は令和5年4月1日に施行いたします。

本案につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第28号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第28号につきましては、原案のとおり可決といたします。

以上で議案第28号を終わりといたします。

次に、議案第29号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程します。

指導室長。

○**指導室長** では、次に私から議案第29号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」についてご説明いたします。

「提案理由」といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、区長から意見を求められましたので、提出するものでございます。

異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

2 枚目をおめくりいただきまして、「提案理由」といたしましては、地方公務員法の一部改正を踏まえまして所要の改正をする必要がありますので、提出をするものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

まず第 7 条第 6 項につきましては、「当該職員」を他の条文との統一性を考慮して「その者」とし、表現の適正化を図っております。

第 7 条は、給与月額算定方法を定めたものでございます。

第 7 条の 3 につきましては、不要となった規定を削除するもの。

おめくりいただきまして、第 20 条第 4 項は超過勤務手当の算出方法を定めるもの。第 22 条第 1 項、第 2 項は勤務 1 時間当たりの給与額の算出方法を定めるもの。

3 ページに行きまして、第 27 条第 3 項は期末手当の支給月数を定めるものでございます。第 28 条及び第 29 条につきましては、「禁錮」の表記を改めるものでございます。

4 ページに行きまして、第 30 条第 3 項につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給月数を定めるもの。第 31 条第 2 項は特別手当の上限額を定めるもの。

5 ページに行きまして、第 32 条の 2 は、扶養手当及び住居手当は支給しない旨を定めるものでございます。

付則第 7 条につきましては、追加される条文でございまして、給与の算定につきまして、第 1 項から 8 ページの第 8 項に当たる部分まで追記されるものでございます。

一部改正の付則につきましては、この改正は令和 5 年 4 月 1 日から施行されるものとなっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 29 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 29 号については、原案のとおり可決といたします。

以上で議案第 29 号を終わりといたします。

それでは、非公開とした案件がここで終了いたしましたので、事務局は傍聴人の方をお呼びください。

(傍聴人 入場)

○**教育長** 教育長から傍聴人に申し上げます。葛飾区教育委員会傍聴規則等の規定により、傍聴人は次の事項を守ってください。

1、傍聴人は委員会の中では発言できません。

2、傍聴人は静粛を旨とし、委員の言論に対して拍手など賛否を表すようなことはお止めください。

3、傍聴人は写真撮影、録画、録音を行わないでください。なお携帯電話の電源はお切りください。

4、傍聴人はその他会議の妨げとなるような行為はしないでください。

なお、傍聴人にこれらの規則等に反する行為があった場合は退席していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 30 号「教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検及び評価」を上程いたします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、議案第 30 号「教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検及び評価」につきまして報告を申し上げます。

「提案理由」でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づきまして、教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況について点検及び評価を行う必要があるためでございます。

それでは、別添の資料の「管理・執行状況の点検及び評価」につきましてまとめてございますので、おめくりいただきまして、概要をご覧ください。

1の「趣旨」でございます。点検及び評価を行うことによりまして、その実施上の課題や取組の方向性を明らかにして、教育施策の一層の充実を図るために実施するものでございます。

2の「実施方法」でございます。令和4年度におけます点検及び評価の対象につきましては、令和3年度に実施した事務事業でございます。3年度の取組結果につきまして、学識経験を有する者の意見を聴取した上で、教育委員会が自己点検及び評価を実施し、その結果を今後、区議会に報告するとともに、区民に公表するものでございます。

3の「実施結果」でございますけれども、別添の報告書となっております。後ほどご説明申し上げます。

4はご意見を頂いた「学識経験者」でございます。お1人目が、東京聖栄大学教授の有村久春氏でございます。特に学校教育分野に造詣が深くていらっしゃいます。お2人目が立正大学教授の大島英樹氏でございます。特に社会教育分野に造詣が深くていらっしゃいます。また、昨年度から3人体制ということでございまして、特に教育情報化の分野に造詣が深い目白大学教授の原克彦氏となっております。

それでは、別添の報告書につきまして、ご説明を申し上げます。

まず表紙の裏面でございます。本プランの位置付け。そして次のページの上段には、本プランの推進についてということで、計画のコンセプトの実現に向けてこちらに掲げます四つの基本方針のもと、取組を進めている旨を記載しております。また、その下の段には、計画の進行管理についてということで、年2回、葛飾区教育振興基本計画推進委員会でご意見を賜りまして、また別途、学識経験者の皆様にご意見を頂戴いたしまして、次年度以降の施策につなげていくこととしております。

続きまして、各基本方針における取組の結果でございます。ページをおめくりいただきまして、ページ番号で1ページ目、基本方針1、こちらは学校活動を通した学力・体力の向上等について記載しております。

方針全体の評価指標は、指導室が児童・生徒に対して行っている葛飾区学習意識調査の中の「学校が好きである」という問いについて、肯定的な回答をした割合を評価指標として設定しております。上段括弧書きが各年度の目標、それに対して下段が実績としておりますけれども、3年度につきましては、小学校、中学校ともに目標を下回っております。

1枚おめくりいただきまして2ページ、施策の(1)では学校における学力・体力の向上を目指す方向性を記載しております。評価指標の下から3ページにかけまして、学力・体力の向上等に向けた具体的な取組内容を①から③まで記載してございます。

①では、自校の学習課題を踏まえ、校長が「学力向上グランドデザイン」を、全ての教員が「授業充実プラン」をそれぞれ作成し、日々の授業の充実を図ったこと、また、個に応じたデジタル教材を提供し、家庭での取組にも活用したこと。3ページの②では、小学校の体育の授業における外部指導員の活用、中学校の保健体育の授業における体力向上プログラムの作成、実施などについて記載をしてございます。

これらを踏まえして、3ページの下の段をご覧くださいますと、「点検及び評価」としてまとめているものでございます。現状と課題を踏まえまして、4年度以降の取組の方向性などを記載してございます。

小学校における外部指導員を活用した運動意欲を高める取組の充実など、体力向上への取組、水泳指導について、学校外の屋内温水プールへの移行や、新たな受入先となる屋内温水プールの整備などについて記載してございます。

各施策の最後には、このように「点検及び評価」につきまして記載しておりますので、随時ご確認いただければと思います。

4ページからの施策の(2)では、子どもの豊かな人間性や社会性を育む取組について記載しております。

5ページの取組内容の③では、生命尊重に関する授業プランを作成するため、東京かつしか赤

十字母子医療センターと連携しモデル授業を実施したことなどを記載しております。

また、6ページからの施策の(3)では、学校公開の充実などによる区民の信頼に応える学校づくりの取組について記載しております。

主な取組内容といたしまして、②では、コロナ禍における教育研究指定校の研究発表について、実施方法を工夫し、研究成果の還元を図ったことなどを記載してございます。

基本方針1については、以上でございます。

次に8ページからの基本方針2では、家庭・地域・学校が子どもの健全育成に向けて、それぞれの役割を果たすことができる環境づくりについて記載をしてございます。

基本方針2の評価指標は、区民の地域教育についての満足度としてまいりましたけれども、令和3年度に新たな葛飾区基本計画が策定されたことに伴い、政策に関する満足度調査を実施しないこととしたために、こちらの3年度の実績値がございません。今後、新たな評価指標を検討してまいりたいと考えております。

9ページの施策の(1)は、家庭教育の支援に向けた内容となっております。

主な取組内容でございますが、①では「早寝・早起き、朝ごはん食べようカレンダー」や「かつしか家庭教育のすすめ」の配布、「家庭教育講座」の実施など、そして10ページの②では「家庭教育応援制度」の実施について記載してございます。

続きまして、11ページ、施策の(2)では、家庭・地域・学校が連携し、社会全体で子どもの成長や自立を支援する取組について記載してございます。取組内容の①では、2年度は開催を中止とした少年の主張大会の実施や、動画を制作してオンラインで実施した子どもまつり、12ページの②では、わくわくチャレンジ広場の再開、活動、小学校内に学童保育クラブの設置を進めたことなどを記載しております。

14ページ、施策の(3)でございます。こちらは、家庭・地域の理解・協力を得まして、学校教育をより効果的に進めるための取組について記載しているところでございます。

基本方針2については以上でございます。

おめくりいただきまして、16ページからは基本方針の3でございます。こちらでは、学校施設、設備の整備や学校間連携・教員研修支援といった主に教育委員会が推進いたします学校教育の環境づくりについて記載しております。

方針の評価指標でございますが、3年度は中学校が目標を下回ったものの、小学校が目標を上回る結果となっております。

17ページからの施策(1)では、子どもが将来の夢や希望を持てるような取組の推進について記載しております。

取組内容の①では、2年度は中止とした葛飾教師塾、授業力向上プロジェクトを実施したこと、一方で18ページの③、こちらでは2年度に続きイングリッシュキャンプや中学生海外派遣を中

止したことを記載しております。

19 ページからの施策の(2)では、様々な教育的ニーズへの対応を充実させるとともに、子ども一人一人を大切にする教育を進める取組について、特別支援教育の推進、いじめ・不登校への対応、日本語指導の充実といった内容を記載しております。

取組内容では、20 ページの②で、総合教育センター内にスクールロイヤーを配置し、複雑化するいじめ問題等に対応を行ったことを記載しております。

また 21 ページの「点検及び評価」におきましては、自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）、それに加えて小学校の知的障害特別支援学級（固定学級）、それぞれを新たに設置すること。そして、発達上の課題がある子どもに対する切れ目のない重層的な支援体制の充実を図ることなどを記載しております。

22 ページからの施策の(3)については、学校施設の機能面での充実を図り、教育環境を向上する取組について記載しているところでございます。

安全で良好な学校環境の整備として、小・中学校の体育館に冷暖房機を設置したこと、また ICT環境の推進といたしまして、各学校のネットワーク増強工事を完了し、校内で児童・生徒が同時にタブレット端末を利用することが可能になったことなどを記載しております。

24 ページの「点検及び評価」でございます。区立学校の適正規模等に関する方針の策定、教育情報アドバイザーの配置、令和6年度を初年度とする葛飾区学校教育情報化推進計画の策定などについて記載しております。

基本方針3は以上でございます。

次に、25 ページからの基本方針4ですが、こちらは生涯学習全般についての記載となっております。方針の評価指標ですが、基本方針2でご説明したように政策に関する満足度調査を実施しないこととしたために、こちらの3年度の実績値もございません。同様に新たな評価指標を検討してまいります。

26 ページからの施策の(1)は、区民の誰もが自分に合った形で主体的に学習・文化活動やスポーツに参加できるよう、機会の充実を図るという内容でございます。

主な取組内容ですが、①では、かつしか区民大学について、オンライン受講可能な講座を増やすなど、開催方法を工夫し、延べ受講者数が増加したこと、27 ページの②では、東京2020大会に出場した葛飾区ゆかりのアスリートに折り紙を作成して届ける折り紙応援プロジェクトの開催などについて記載しております。

29 ページからの施策の(2)では、協働による活動を推進し、地域への関心を高める機会を充実するとともに、地域を支える人材を育成し、地域活動等に生かす仕組みづくりについて記載しております。

主な取組内容ですが、30 ページの①では、2年度は中止としたキャプテン翼CUPの開催、

31 ページの②では、2年度は19地区全てで中止となりました地区ロードレース大会についてオンライン大会を含む5地区での開催などについて記載しております。

33 ページの施策の(3)では、図書館の機能を充実するとともに、文化やスポーツに親しむことができるよう施設・設備を整えるなどの環境づくりを進める取組を記載しております。

主な内容ですが、34 ページの②では、奥戸総合スポーツセンター野球場の大規模改修工事の着手、③では東京かつしか赤十字母子医療センターに併設するにいじゅく地区図書館の開設、また全地域図書館・地区図書館にWi-Fi機器を整備したこと、さらには電子書籍サービスの開始などについて記載しております。

基本方針についてのご説明は以上でございますけれども、36 ページ以降に参考資料として用語解説と調査概要、また別添で学識経験者による意見、さらには、7月14日に開催されました葛飾区教育振興基本計画推進委員会において頂いたご意見と、それに対する教育委員会事務局の考え方をまとめました意見等要旨を掲出してございますので、ご参照いただければと存じます。

ご説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問、ご意見などございますでしょうか。

壺内委員。

○**壺内委員** 点検・評価の報告書をこのように克明に、具体的にまとめていただきまして、どうもお疲れさまでした。ありがとうございます。

例えば1ページの評価指標ですが、「学校が好きである」とか、それから14ページの「将来の夢や目標を持っている」あるいはまた16ページの「学校に行くのが楽しい」という評価指標、これは子どもたちにとっては本当に学校生活を快適に過ごすために最も重要な項目であろうと考えております。

コロナの感染拡大が3年目を迎えていて、この3年間を見ても、本当に葛飾区の先生方あるいは子どもたち一人一人が頑張っているなと思います。大幅な下落は一切ありません。ましてや、「学校に行くのが楽しい」というのは、プラスの方向にかなり高くなっております。

そういう中で、ぜひとも学校の先生方にもこの結果を踏まえて話をして励ましてほしいと思います。葛飾区の先生方、子どもたちは本当に頑張っているのだ、そういうことでぜひ各学校に声をかけてくれればうれしいかなと、こう考えております。

よろしく願いいたします。

○**教育長** ありがとうございます。

指導室長。

○**指導室長** 激励のお言葉、大変ありがとうございます。心より感謝申し上げます。

本当に大変特殊な状況にありながら、感染対策を講じ、教育活動を工夫して、今頑張っているところかと思えます。校長会を通じて、各学校に激励の言葉をお伝えしたいと思います。ありが

とうございます。

以上でございます。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。

上原委員。

○上原委員 こういう取組についてのことを、今、壺内委員が言ったように、例えば各教員の方たちもこういう結果を見ることはできるのでしょうか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 各学校の管理職を通しまして、データではお示ししておりますが、私どもから直接的にはお示しはできておりません。ですので、校園長会を通じて、ぜひお一人お一人の先生方にお伝えいただくように、そのように指導、助言をしてみたいと思います。

以上でございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 本当にこのコロナ禍の中で、こんなによく頑張っているのはすごいと思います。本当によくやっているなと思います。だからこそ自信を付けていただきたいのです。

もちろんお子さんたちにも自信を付けていただきたいのだけれども、まずは、教える側の教員お一人お一人がやはり自信を持っていかないと、子どもたちも夢や希望が持てない。大人がしっかり夢や希望を持っていないと、子どもにはちゃんとそれは伝えられないと私は思うのです。

それともう一つは、今まではどうしてもコロナ禍だったので学校の先生と子どもたちだけになってしまっていて、外部の人を入れないという動きが非常に多かったのですけれども、ウイズコロナになった以上、外部の方たちも大勢、外部講師なども入れる。要するに何が言いたいかというと、大人というのは、自分の親と先生ぐらいしか知らなくて、ほかにいろいろな考え方をする大人もいるのだということを意外に知らない。だから、子どもたちの考え方はとても小さいのですね。

私も自分の子どもに言われたことがあるのだけれども、「学生生活をしているときは学校が全てだと思った、それ以外の生き方なんてないと思った」、そういうふうに言っていました。それは、たまたま言ってくれたからよかったのだけれども、どの子も、きっと学校の中しか自分の世界がないように思われる。そこからはじき出されたときに、非常に孤独も感じるし、生きる意味も失うのではないかなと思うのです。

ですから、先ほど言ったように、まず学校の先生方に自信を持っていただきたいので、せっかくなのでいい取組結果が出ているのだから、その取組結果を先生方にしっかりご理解していただいて、自分の授業に対しても、自信を持っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 今、ご発言がございましたとおり、これまでは多くの制約がある中で教育活動を進

めてまいりましたけれども、現在、高止まりはしておりますが一定の終息といたしますか、落ち着いてきたところで、この秋以降、外部講師を含めた、また保護者、地域の方々を含めた広い視野、広い世界を子どもたちに見せることができるような取組をするように学校にも指導・助言してまいりますこと。そして、教員一人一人が夢や希望を持って、子どもたちに希望に満ちて指導に当たれますように、そういった激励も伝えてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

以上でございます。

○教育長 よろしいですか。

望月委員、お願いいたします。

○望月委員 この結果を含めて本当にすごくまとまっているなというのが分かります。それと、参考資料に教育振興基本計画推進委員の方の質問と教育委員会の回答があります。これがすごく分かりやすく回答として出ているので、今、壺内委員と上原委員がおっしゃったように、先生方が本当に頑張っているなという思いがあります。それと同時に、こういう結果を保護者の方にも分かりやすく伝えてあげたらいいなと感じましたので、できたらそこも考えていただきたいなと思います。よろしく申し上げます。

○教育長 指導室長。

○指導室長 結果の発信等につきましても、各学校のホームページや学校だより等で工夫しながら取り組むように伝えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

以上でございます。

○望月委員 お願いいたします。

○教育長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

日高委員。

○日高委員 すごくすばらしい意見、感想が出されました。そのことを現場に伝えていただくことが大事ななと思います。

学校の役割って決まっているのです。ですから、学校の先生方は誰を見て教育をするのかということを中心に、ぜひ子どもを大事に育ててほしいなと思うのです。その一人一人に対応していくことが教育の重大な部分だろうと思いますので、ぜひそうした辺りを各学校が全力で尽くしていただくと、この中にある葛飾の教育プランの推進、やがてはこのことが達成できていくのだろうと思います。これまでもやってきたことですが、ぜひ原点に戻って、そのことを考えていただければありがたいと思います。

もう1点、私は、葛飾区は地域と非常に連携した区だと思うのです。学校と地域の連携、これはものすごく大事でして、地域がすごい応援団なのですよね。そういう意味でありたいなと思っています。成果が確実に出ています。防犯に対してお声がけをしてくれる地域の人がい

るからこそ子どもたちが安全に生活できる。そういう連携の強化もぜひ忘れないでお進めいただければありがたい。そうすることによって葛飾の教育が少しずつ着実に身に付いて、子どもたちに生かされると思いますので、そうした点で、各学校に情報提供をぜひお願いいたします。

○**教育長** ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをしたいと思います。議案第 30 号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** それでは、議案第 30 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

以上で議案第 30 号を終わります。

次に、報告事項等にまいります。報告事項等の 1 「『かつしかのきょういく』(第 149 号)の発行について」の報告をお願いします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、「かつしかのきょういく」(第 149 号)の発行につきまして説明を申し上げます。

令和 4 年 10 月 31 日の発行予定でございまして、各ページの掲載予定記事についてご紹介を申し上げます。

1 ページ目は、英語体験学習でございます。

おめくりいただきまして 2 ページ目、上段にイングリッシュキャンプ、下段に岩井臨海学校、それぞれ状況の写真を添えて掲載いたしたいと考えてございます。

続きまして 3 ページは、西小菅小学校新校舎の完成と下段にはわくわくチャレンジ広場の活動紹介及びサポーター募集でございます。

おめくりいただきまして、4 ページから 5 ページの上段にかけては、葛飾の児童・生徒の今夏の活躍状況について掲載いたします。

また 5 ページ下段には、新たに認定されたトップアスリートとレジェンドアスリートの紹介。

おめくりいただきまして 6 ページは、かつしかふれあい RUN フェスタ、こちらの参加募集等の内容でございます。それと体力テストでございます。

7 ページ目は、教育資金のご案内と保健所から掲載依頼のありました二つの記事。

おめくりいただきまして、最後のページ、8 ページは「教育長室から」、下段には「教育委員会の動き」としてございます。

説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問、ご意見などございますでしょうか。

よろしいですか。

上原委員。

○上原委員 「かつしかのきょういく」(149号)は、いよいよ葛飾区の教育が進んできたなどというか、コロナ禍の後の動きが出てきたなど、多分、皆さんこれを見るとそういうふう実感されると思うのです。

ですから、本当に力を入れる、もともと力を入れていらっしゃると思うけれども、本当に動き始めたぞという形で枠組みとかいろいろやっていただくといいのではないかなと思います。できれば、文字はそんなに多くなくてもいいですから、写真などを割と大きめに。見ただけで分かるように写真などを多用してほしいのです。今までも多用しているのだけれども、さらにそれをどきっとするような割付にするとか、今までといつも同じというのではなくて、少し変えてもいいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 コロナ禍において、様々な学校活動や事務事業が中止・縮小などされる中で、教育総務課としても、掲載記事をどうするか苦慮してきたところでございますけれども、ご指摘いただいたように、事業等が再開されてきている中では、掲載記事も従前のように増えてきています。

一方で、「かつしかのきょういく」は、お手に取っていただいて、各学校や教育委員会事務局がどういった取組をしているのか、多くの方々に知っていただくことが最も重要だろうと思っています。

その点においては、レイアウトや具体例としてありました写真の掲載方法、こうしたものにこれまで以上に工夫をした上で、お手に取ってご覧いただき、活動状況を知っていただけるよう努力していきたいと思っております。

○教育長 上原委員。

○上原委員 先ほど望月委員がおっしゃっていたのですけれども、お子さんを通わせている保護者の方たちは葛飾のレベルが少しずつ変わってきているというのは分かっているのだけれども、それ以外の一般の方たちというのは、葛飾はまだまだ教育に力を入れていないのではないかと、そういう感覚を持っている人たちが結構いるのですよ。まだまだ、下町だし、山の手ほどは進んではいないとか。

でも、私は、いろいろ見てきて、そんなこともないというのはすごく実感するのです。そういう意味では、こういうものを出すことによって、一般の方たちがそれを見るわけです。一般の方たちは、例えばお子さんのいない方がわざわざ小学校、中学校には行かないのです。やはり通っている人の、おじいちゃん、おばあちゃんも含めて、そういう家族だったら行くけれども、そういうのに全然関係のない成人の方だと葛飾区の教育といっても分からないのです。

こういうのは葛飾の教育をアピールするのにすごくいいものなのです。だからこそ、そういう

意味では、皆さんの目に触れるように、さっき言ったように力を入れてやっていただきたいと思います。これは要望です。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ありがとうございます。

教育広報は大変大事だと思っております。「かつかのきょういく」もそうですけれども、「広報かつしか」などもできるだけ活用して、お知らせしてまいりたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

望月委員。

○**望月委員** 今、上原委員からもお話があったように、ちょうど、私、空手道連盟の方から、お願いしたいことがあると言われて、聞いてきたのです。6月に全日本空手道大会というのがあって、葛飾区から、女性の方で、女子形の部というのですか、形で競う部で優勝されたということです。

子どもたちの活躍でしたら、いろいろ「広報かつしか」や「かつかのきょういく」に出されるのですけれども、障害者でこういうふうに優勝しても、皆さんに伝える場所がなかなかないというのです。この人も、年齢的には35歳という年ですけれども、頑張っています。そこで、このように頑張っている人もいることをぜひ皆さんにお知らせしてほしい、教育委員会でそういうのができないかと言われたのです。やはり多くの人に知ってもらいたい。それで夢と希望を持って、生きがいを持てるように頑張っているということをアピールしてもらいたいと言われたので、この場所で言ってみましたが、ぜひお願いしたいと思います。

彼女もすごく頑張っているらしいのです。ですから、「広報かつしか」でも「かつかのきょういく」でもいいですし、多くの人に伝えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○**教育長** 生涯スポーツ課長。

○**生涯スポーツ課長** 私どものほうでも「スポーツかつしか」という広報紙を毎月15日に発行し、各家庭にお配りしております。今の情報については空手道連盟にも確認をさせていただきながら、そちらで取り上げられるかどうかということを検討させていただきながら、皆さんに知っていただくような手段を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○**望月委員** よろしくよろしくお願いいたします。

○**教育長** ぜひ、そういうようなお話が耳に入りましたときは生涯スポーツ課などにご提供いただければと思います。よろしくお願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の1を終わりいたします。

次に報告事項等の2「葛飾区立二上小学校改築工事基本設計（案）及び葛飾区二上保育園の施設更新について」の報告をお願いします。

学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 それでは、二上小学校改築工事基本設計（案）及び葛飾区二上保育園の施設更新について、ご報告いたします。

まず1番の「敷地及び建物概要」でございますが、敷地面積は約1万1,630平米。（2）では鉄筋コンクリート4階建てで、延床面積は9,300平米。小学校部分と保育園部分は、こちら記載のとおりでございます。

続きまして、2番の「基本設計（案）の概要」でございます。（1）普通教室については、63平米から74平米とし、21教室まで対応できるよう設計しております。また（3）校庭整備につきましては、既存の約4,000平米から約5,000平米、第一校庭と第二校庭合わせた数となっております。また（5）保育園との合築につきましては、スケルトン、柱とか構造躯体で施工して、区での建設工事の竣工後、保育園の運営事業者が内装工事を実施するものでございます。

次のページは、改築スケジュールになってございます。こちらは、別紙1、別紙2、別紙3まとめて説明させていただきます。

まず、次の別紙1、見開きをご覧ください。こちらに関しましては、基本設計（案）のAと標準規模面積、既存校舎の面積の比較表になってございます。こちらの一番下の記載にあるとおり、「学校計」のところで、既存の延床面積8,373平米で、標準の規模7,700平米よりも673平米増えてございます。また、既存校舎の面積の比較においても2,150平米増えてございます。

恐れ入ります、次の別紙2をご覧ください。こちらと次のページが平面図となっております。まず、別紙2と書かれた1階の平面図となっております。上にある第一校庭、左下にある第二校庭合わせて5,000平米となっております。また、南側に校舎がありまして、保育園や学童保育クラブ、校内適応教室を配置してございます。

次のページのところに、2階からR階までの平面図でございます。2階から4階まで、南側に普通教室と少人数教室を配置しています。また、左下の2階では、西側に学習センター、東側に体育館を配置。左上の3階では、北側に図工室や理科室といった特別教室を配置してございます。また、右上のR階では、電気や機械設備、太陽光パネルを設置してございます。

次のページには断面図を参考におつけしてございます。

最後に、別紙3、一番最後のページをご覧ください。二上小学校の工事スケジュール案、予定でございます。詳細は表のとおりですが、フェイズの2、こちらは令和5年度の2月から新校舎と新保育園の建設工事が始まり、令和8年の4月から新校舎運用となります。

また、その時期にフェイズ3-1で既存校舎解体1期が始まります。その後、フェイズ3-2で、既存校舎解体2期・保育園の内装工事に移り、その後、外構工事・既存保育園の解体となりまして、竣工は令和9年の2月を予定してございます。なお、保育園での新園舎の運用は令和9年度4月からとなります。

本件の説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問やご意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

日高委員。

○**日高委員** 1点だけ確認をしたいと思うのですけれども、保育園と共存するということから、問題点が後ほど出てきては困ると思うのです。なぜかという、民間の事業者に委託するわけでしょう。ちょっとその辺りとの協調性がどうとれるのかというのが心配ですので、その辺りも条件整備をしっかりといただかないと学校も困ると思うのです。そういう意味で、ぜひ入念な調整と実践をお願いしたいと思います。

○**教育長** 学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** やはり、保育園との調整等は大事だと思います。動線を分けるとか、また一方、交流というのも必要でございますので、その辺のバランスよく、子育て支援部としっかり、また現場、学校との調整をしていきたいと思います。

ありがとうございます。

○**日高委員** よろしくお願ひします。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

青柳委員。

○**青柳委員** ご説明ありがとうございます。

私の住んでいる地元の小学校なので、すごく興味深く見守らせていただいているのですけれども、本当に住宅街の中にあって、道路もすごく細い地域でもございますし、近隣の住民も小さいお子さんもよく通るところなのです。スケジュールを見させていただいて、今、物価高騰とか諸々の問題があって、工期がどうなるのかなと見ているのですけれども、安全に、確実に進めていただけたらなと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○**教育長** ご要望ということで、承りたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の2を終わりといたします。

次に、報告事項等の3「葛飾区立よつぎ小学校・四ツ木中学校改築のための基本的な考え方（案）について」の報告をお願いします。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** それでは、「葛飾区立よつぎ小学校・四ツ木中学校改築のための基本的な考え方（案）について」ご説明します。

よつぎ小学校の改築につきましては、近接する四ツ木中学校と中学校に隣接する四つ木四丁目公園を活用して、小学校と中学校の施設一体型校舎を整備する検討を進めていくことを報告した

ところでございます。

また、今般、「今後の水泳指導の実施方針に関する方針」に伴う学校内プール設置の有無に関しましては、今年度、四ツ木中学校が学校外の屋内温水プールでの水泳指導を試行した結果、今後の水泳指導を学校外の屋内プールで実施することとしたため、施設一体型校舎にはプールを設けないこととしたものでございます。

そのことを踏まえまして、下記のとおり報告するものでございます。

1 番の「概要」(1)「施設現況及び案内図」はご覧のとおりでございます。

続きまして、次の(2)今後のスケジュールですけれども、9月に文教委員会で報告した後、10月の近隣住民説明会、11月の教育委員会でこちらを策定した後、12月以降に設計に入っていくものでございます。

それでは、基本的な考え方についてご説明いたします。別添の資料をご覧ください。恐れ入ります、22 ページをご覧ください。施設整備の基本的な考え方でございます。

一つ目は、(1)「小中連携教育の推進」ということで、①小学校と中学校を分けながらも、より連携教育を行いやすい諸室配置をすること、②進級に伴って、施設面での工夫を行うということを挙げてございます。

二つ目の「地域のシンボルとなる学校づくり」につきましては、①小学校と中学校のそれぞれの歴史や伝統を継続していくための空間を整備すること、②建物の一部をピロティにするなどの検討を挙げてございます。

(3)「教育環境の充実」としまして、①校舎の内装を木質化することで、柔らかく温かみのある校舎を目指すこと、②間仕切りなどによる変更や用途変更が容易に行える部屋の整備を挙げてございます。

次の 23 ページをご覧ください。四つ目の「防災機能の向上」としまして、①地域の避難所として災害時を考慮した諸室配置と防災機能の設備整備を進めること、②屋内運動場は2階以上に配置し、必要な機能は浸水しない高さに設置することになります。

続きまして、2の「葛飾区立学校の改築に向けた指針」に基づく考え方としまして、(1)学習センターの整備や(2)校内学童保育クラブの整備を挙げてございます。

続きまして、1枚、おめくりいただきまして 24 ページ、「配置比較表」をご覧ください。こちらは、工事期間が最も短いこと、また工事期間中や改築後の教育環境もよいことなどから、一番左の北側に小学校と中学校の施設一体校舎を配置することとしてございます。

恐れ入ります、表紙の裏面をご覧ください。3番の「葛飾区立よつぎ小学校の跡地利用について」でございます。学校跡地利用につきましては、一部を葛飾区立四つ木四丁目公園の代替地として検討を進めていくとともに、公園部分以外についても学校関係者や地域等の意見を伺いながら併せて検討していくものでございます。

なお、参考として、4番で予算措置を併せて記載させていただきました。

ご報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問やご意見はございますでしょうか。

上原委員。

○**上原委員** もちろん皆さんご存じのように、四つ木のこの辺というのは非常に道が狭くて、いざ災害が起きたときはどうなるのだろうと正直思うような場所なのですよね。小さな車でもなかなか通り抜けられないような道とか。そういう中で、四つ木の小学校、中学校が合体して、本当にあの辺の地域の一大シンボルになるのではないかな。そういう意味では、地域の方はとても期待されているのだと思うのです。私も、この前、東金町小学校が出来上がったのを見たときに、これはみんな行きたくなるだろうと、そういうふうにごく思いました。

だから、そういう意味では、小・中一体ですし、あの辺のご近所の方たちというのは非常に希望を持っていらっしゃる。意外に、今、あの辺は戸建ての住宅が結構建ってきて、割と若い世代が入ってきているところでもあるのです。要するに、戸建てで、ある程度、値段的にも都心に比べればそんなに高くないところもあるので、これからこういうものができるというだけで、お子さんのいらっしゃるご家族の人たちは引っ越してきたくるような、そういうふうな部分が出てくるのではないかなと思うので、そういう意味ではとても明るい話だなと思います。

ただ、工事をしているときに本当に気を付けていただきたい。あの辺の方たち、葛飾の人全員そうなのだけでも、自転車が好きなのですよね。まして道が狭いから、事故が起きてしまって、それで近隣の方たちが急に反対というか、余りいい感じを持たなくなったりすることがあるので、ぜひともその辺は気を付けていただきたいというのが、要望です。

よろしくお願いいたします。

○**教育長** ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

青柳委員。

○**青柳委員** こちらの配置比較表を見せていただいて、小学校、中学校の校庭についてなのですが、体育の授業などが重なる時間が絶対あると思うのですが、その辺、うまく小学校、中学校で分けられるように配置されるのでしょうか。

○**教育長** 学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** 一体型校舎ということで、校庭は4,250平米と場所が限られていると認識してございます。それぞれどちらが使うか、実際、カリキュラムとか学校の授業次第かと思うのですが、既存の小学校、中学校の校庭よりはそれぞれ広がっていますので、有効活用できるように学校現場と調整していきたいと思っております。

○**教育長** 青柳委員。

○**青柳委員** 小学校と中学校と一緒に校庭を使うというところで、体格差がすごく大きいというもありますし、学校内でもそういった事故などをしっかりと防止していただけるように、まだ計画の段階でこれからのなのでしょうけれども、十分ご配慮いただけたらと思います。

以上です。

○**教育長** ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

日高委員。

○**日高委員** 2点ほど伺いたいと思います。

小中の同じ施設でやるというのは初めてです。そうしますと、小学校の子どもたちの水道の高さ、階段の高さ、みんな中学校と違うのです。この辺りの調整をちゃんとしていただきたいなということと、もう一つは、先日、私は西小菅小学校の内覧会に行ってみりまして、素晴らしい設備ができています。地域と連携するような備蓄倉庫等もきちんと整備されて、そのことも既に基本的な考え方の中に書かれていることは大変ありがたいなと思います。

使うのは地域になりますから、学校の教育上に支障のないような形で、ぜひ地域のご意見も受け入れていただける、聞いていただけるとありがたいなと思います。

よろしくお願ひしたいと思います。

○**教育長** 学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** やはり、先ほど青柳委員が言われた体格差の点とか、使いやすさということもありますので、水道の高さ等施設の整備については、今後考えていきたいと思います。

また、先ほどの地域の連携ということで、この学校は木造密集地域になりますので、区の備蓄ですとか災害対策が大事だと思います。備蓄のことや、先ほどの水道のことなどいろいろ含めまして、今後、基本設計で、地域の方のご意見を伺う予定ですので、しっかりと聞いていきたいと思っています。ありがとうございます。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の3を終わりいたします。

次に、報告事項等の4「葛飾区立常盤中学校改築基本構想・基本計画（案）について」の報告をお願いします。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** 「葛飾区立常盤中学校改築基本構想・基本計画（案）について」ご報告させていただきます。

こちらは、平成30年9月に改築校と決定しまして、改築懇談会において検討を行ってきたものでございます。このたび、基本構想・基本計画（案）を取りまとめるにあたり、内容を報告するものでございます。

1の「概要」でございますが、普通教室と少人数教室合わせて17室教室。②の併設施設は、備蓄倉庫を計画してございます。

次のページをご覧ください。（2）今後のスケジュールでございます。こちらは先ほどのよつぎ小学校・四ツ木中学校と同じパターンになります。

また3番で、予算措置も併せて載せさせていただきました。

それでは、基本構想・基本計画（案）についてご説明いたします。恐れ入ります、別添の19ページをご覧ください。19ページの2「施設整備の基本方針」でございます。

一つ目は「学習意欲を高め、運動に最適な学校づくりを進めます」として、①のICT環境整備することや、②の広く整形な校庭整備などを挙げてございます。

二つ目は「使いやすく、周辺環境と調和する学校づくりを進めます」として、①多目的に使用できる部屋や、間仕切りなどによる変更が容易に行える部屋の整備、③緑溢れる外構の整備などを挙げてございます。

（3）の「地域や卒業生とのつながりを継承できる学校づくりを進めます」として、①のエレベーターやバリアフリートイレの設置、校内の段差解消などユニバーサルデザインの導入を挙げてございます。

続きまして、次の20ページをご覧ください。「施設の機能向上に向けた取組」を挙げてございます。（1）の諸室機能の考え方ですが、①の普通教室の拡大、②の学習センターの整備、③の特別支援教室の配置や環境に配慮することを挙げてございます。

（2）の「快適で居心地の良い学校づくりの考え方」では、①の普通教室の南面配置や②の自然採光や通風を確保することなど。

また（3）の「安全・安心な学校づくりの考え方」としては、①の地域の避難所としての機能の確保や②の体育館を2階以上に整備することを挙げてございます。

次の21ページをご覧ください。（4）「維持管理に配慮した簡素で効率的な学校づくりの考え方」です。①のゼロエミッションかつしかの実現に向けて、「ZEB」を見据えた高断熱化や省エネルギー化、また②では修繕や更新が容易な施設とすることなどを挙げてございます。

次に、飛びまして24ページと25ページを開けてください。こちらは「配置比較表」でございます。左から順に、仮設校舎を利用して、敷地北側に体育館を含めて新校舎を建設する北側校舎案。また次の、仮設校舎を利用して、敷地北側に新校舎を建設し、既存体育館を残して改修する北側校舎、こちらは既存体育館改修案です。次、仮設校舎を利用せず、敷地西側に新校舎を建設し、既存体育館を残して改修する西側校舎案。同じく仮設校舎を利用せず、敷地南側に体育館を含めて新校舎を建設する南校舎案です。

この四つの案の中で、校庭を整形に最も広くとれること、また工期も比較的短く、改築コストも有利なことから、南側校舎案を採用したいと考えてございます。

次に26ページから27ページをご覧ください。こちらが各階のゾーニング案でございます。

最後、29ページをご覧ください。現在、想定している改築スケジュールでございます。こちらは、令和6年の12月から既存校舎の改修工事、体育館の解体工事を始め、令和7年9月から新校舎の建設工事を開始する予定でございます。

新校舎の竣工は令和9年2月。その後、既存校舎の解体、外構工事を経て、改築事業の完了は令和10年9月の計画としてございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問やご意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の4を終わりいたします。

次に、報告事項等の5「区立幼稚園の運営について」の報告をお願いします。

学務課長。

○**学務課長** それでは、私から「区立幼稚園の運営について」ご説明申し上げます。

1の「経緯」でございます。区立幼稚園の園児数減少に伴いまして、集団における教育を重視する幼稚園運営において良好な教育環境を確保するということが困難になることから、令和2年度に区立幼稚園の運営について検討を行いまして、飯塚幼稚園の閉園を決定したところでございます。

今回、同様の理由から水元幼稚園の運営について検討をスタートさせたところでございますけれども、検討を進めていく中で、区として対応を図るべき課題も明らかになってございます。

幼稚園運営の検討に当たって集団規模の維持を基本とするところには変更はございませんが、区として対応すべき課題も考慮することが必要なことから、現時点での検討状況等についてご報告をさせていただくものでございます。

2といたしまして、「幼稚園教育における現状の課題」をまとめてございます。大きく2点ございまして、1点目といたしまして、中央教育審議会の「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」という答申に示された課題についてまとめてございます。こちらは、内容といたしましては大きく四つございまして、アの「幼稚園教育要領等の理解促進・改善」、イの「小学校教育との円滑な接続の推進」、ウの「教育環境の整備」、1ページおめくりいただきまして、エの「特別な配慮を必要とする幼児への支援」といったところでございます。

そして、二つ目といたしまして、水元幼稚園保護者向けアンケートの結果をこちらに記載をさせていただいてございます。今回、水元幼稚園の今後の運営を検討するに当たりまして、保護者ニーズの把握のため、在籍園児保護者及び親子教室参加者に対しましてアンケートを実施してございます。

まず在籍園児保護者向けアンケートでございしますが、水元幼稚園を選んだ理由といたしまして、

発達面での課題等に起因して入園した、もしくは他園から転園してきたというケースが複数見られたところでございます。

また伊といたしまして、親子教室参加者向けアンケートでございますが、参加している理由といたしまして、水元幼稚園への入園を検討しているという回答が複数あったほか、中には、療育との併用によりまして幼稚園入園のための土台作りをしているといった回答もございました。

それぞれアンケートの集計結果の概要につきまして、別紙1、別紙2という形でまとめさせていただきます。

続きまして、3の「区として対応すべき課題」でございまして、2の(1)で示した課題につきましては、各園で対応すべきものとしてございまして、以下の2点につきましては区としても対応すべき課題として整理をしたというところでございます。

まず1点目といたしまして、小学校教育との円滑な接続の推進ということで、幼稚園ですと遊びを通した総合的な学びが中心であるという一方で、小学校では各教科における学習が中心となるということから、新幼稚園教育要領に定めます「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」というものを手がかりに、卒園児が小学校入学後もいきいきとした学校生活を送れるよう、小学校教育との接続の一層の強化に取り組んでいく必要があるとしてございます。

そして、1ページおめくりいただきまして3ページでございまして、二つ目「特別な配慮を必要とする幼児への支援」ということで、水元幼稚園の保護者に対するアンケートでも、子どもに障害があるなどの事情によりまして区立幼稚園に入園した、あるいは転園してきたという回答が複数見られましたほか、外国人保護者からは他園での子どもの受入れに対する不安の声も上がっているところでございまして、発達障害の顕在化、外国人等の増加が進む中、合理的配慮を要するケースへの対応の推進が求められていると考えてございます。

そして、最後4番「今後の進め方」でございまして、一つ目、集団規模の維持を基本に、3に記載いたしました課題への対応を踏まえた区立幼稚園の運営方針を整理していきたいと考えてございます。

そして、二つ目といたしまして、水元幼稚園の令和5年度に新入園児となる園児の募集は通常どおり行うとしてございます。

こちらにつきましての説明は以上でございまして、よろしくお願いたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。

日高委員。

○**日高委員** 1点だけ。早めにこの対応をされているということは大変よかったなと思います。そうしますと、実際に幼稚園に行かれている子どもさんの親御さんも今後の対応について考えることができます。やはり飯塚幼稚園のときに時間がかかりました。早く対応して、そして考えさ

せておくということが大変大事だろうと思いますので、これはこれで本当によかったなと思います。

ただ、大事なことは、幼児教育における基本は何なのかということをしっかり考えて、そのため的人数であったり、広さであったり、遊びであったり、教室であったりという条件整備ができるわけでありまして、ぜひ大事に今後も検討いただければありがたい、このようにお願いしたいと思います。

○**教育長** ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の5を終わりといたします。

次に報告事項等の6「令和4年度全国学力・学習状況調査の実施結果について」の報告をお願いします。

指導室長。

○**指導室長** それでは、私から「令和4年度全国学力・学習状況調査の実施結果について」をご報告いたします。

まず「調査の目的」でございますが、国が掲げております義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るという点でございます。

また、学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること、さらには、そのような取組を通じまして教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することとなっております。

先日、9月2日の校園長会にて、この実施結果について成果と課題を共有し、課題解決へ向けた取組について周知を図ったところでございます。

次に、調査の対象でございますが、国公立、私立学校の小学校第6学年、中学校第3学年の全児童・生徒となっており、調査結果の取りまとめは公立学校の児童・生徒を対象としております。

調査の内容でございますが、まずは教科に関する内容で、国語、算数、数学、今年度は3年に1度行われる理科も加わっております。出題の範囲でございますが、調査をする学年の前学年までに含まれる指導事項を原則といたしまして、内容は、それぞれの学年・教科に関し、身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活におきまして不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等、そしてその知識・技能を実生活の様々な場面に活用する能力や、様々な課題解決のための構想を立てて実施し評価・改善する力などとなっております。併せて学習意欲等に関します質問・調査も行われております。

調査は、今年度は令和4年4月19日に行われました。

おめくりいただきまして、次の2ページ、3ページをご覧ください。

教科に関する調査、平成 30 年度からの 5 年間をまとめたものでございます。なお、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で調査は中止となっておりますので、データは飛んでございます。グラフについては、葛飾区と全国の平均正答率の差の推移についてお示ししております。

まず小学校でございますが、今年度、国語の平均正答率は 67.0%でございまして、全国との差異はプラス 1.4 ポイントでございました。算数は、葛飾区は 64%で、全国の 63.2%を 0.8 ポイント上回っております。

次に、中学校の平均正答率でございます。国語につきましては、葛飾区の平均正答率 68%に對しまして全国の平均正答率が 69%、全国との差はマイナス 1 ポイントとなります。数学でございますが、葛飾区の平均正答率は 49%、全国が 51.4%でございますので、マイナス 2.4 ポイントの差となっております。

グラフを見ていただきますと、小学校につきましては国語、算数ともに上昇してございまして、全国の平均正答率と葛飾区との差の推移、その数値を国語、算数の平均値の推移で見ますと、この 10 年で今年度は最高となっております。

中学校についてでございますけれども、こちらは、国語については全国との差が縮まった状況にございますが、数学につきましては全国の平均との差が開いた状況にございます。

おめくりいただきまして、4 ページ、5 ページをご覧ください。質問紙調査の中から抜粋をしたものでございます。まず「家で自分で計画を立てて勉強していますか」という設問に對しましては、小学校が 68.3%、中学校が 58.8%の児童・生徒が肯定的な回答をしております。全国、東京都の平均と比べますと、小学校で若干下回り、中学校は同水準という状況でございます。

次に、ICT 機器についての設問に關しましては、小学校は 92%、中学校が 91.4%の肯定的な回答でございました。

次に、調査対象の前年度までに受けた授業では、課題の解決に向けて自分で考え、自ら取り組んでいたと思いませんかの設問では、葛飾区が小学校では 72.8%、中学校では 79.3%の状況でございました。

また次に、前年度までに受けた授業で、自分の考えを発表する機会においては考えがうまく伝わるよう様々な工夫をして発表したと思いませんかの問いにつきましては、葛飾区の小学校は 64.8%、中学校は 71.4%の肯定的な回答の割合でございました。

次に学習の内容につきましての見直し、そして次の学習につなげることができているかの設問に對しましては、小学校が 72.3%、中学校が 75.6%の肯定的な回答でございました。

これらの意識調査の結果をグラフにしたものをご覧くださいと、中学校ではこの調査学年が、新学習指導要領が本格実施に移り変わる時期と重なる学年でもあり、ほとんどの質問で肯定的な回答が増え、学習に対する意識が高まっていることが伺えます。

次に、6 ページ、調査結果から見られる主な課題でございます。まず小学校の国語でございま

すが、話し言葉と書き言葉の違いや話題の中心について問う問題の正答率が高い状況でした。これに対しまして、自らの考えをまとめたり、文章のよさを見付けたことを記述する問題の正答率が低く、そういった記述式の問題の無回答率、つまり答えを書いていない白紙の状態だった無回答率が、国や東京都に比べても高い状況にあるということが特徴的でした。

算数につきましても、基礎・基本の正答率が高い状況にある一方、国語と同様に記述で回答する問題の無回答率が高い状況にございました。

また中学校におきましても、国語は基礎・基本の問題の正答率が高いものの、やはり記述で回答する問題の無回答率の高さ、数学におきましても基礎・基本の一部の問題は正答率が高い状況にありましたが、素因数分解や自らの考えを記述で回答する問題の無回答率の高さが課題という状況が伺えます。

それを受けました今後の取組でございますが、小・中学校ともに自らの考えを記述する思考力、表現力に課題があることが明らかになっております。そして、質問紙の中では、小学校において家庭での計画的な学習や課題解決へ向けた主体的な取組、その見直しや既習事項の活用に課題があり、中学校では意識の定着は見られている一方で、教科に関する調査の結果に結び付いていないということが明らかになりました。

今後は、小学校では、家庭学習等で情報端末を活用した計画的な取組や、日常の学習の中では既習事項を活用する考え方、また課題解決に向けた主体的な取組、中学校では日々の学習の一層の充実へ向け、定期考査前の自習ウィークのさらなる推進や啓発、個別の声かけ、そういった取組を通しまして自学自習の習慣化を図る取組をより一層強化、そして継続し、小・中学校とも学力向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明についてのご質問やご意見がございましたら、お願いしたいと思います。

先に上原委員。

○**上原委員** この中の問題で、特に無回答率が高かったというのは、私は、多分、回答の仕方が分からないのだと思うのです。回答するときには一つのパターンというのが大体あるのです。そのパターンを余り教えていないのではないかと。結局、時間的な余裕がなくて、授業でそこまで教えてあげられないのではないかと。そういうのは今後、考えていかななくてはならないのではないかと。思います。

今後、高校でも大学に入るのでも受験もありますし、あるいは資格を取るにしてもいろいろな試験というのがあります。そういう試験のときは、大体、何字以内で書きなさいとかいうのは、どこの世界に行ってもあるのです。

ですから、それが葛飾の子たちができないというのはよくないと思うので、この無回答率とい

うことに対して皆さん真剣に考えていただきたいなと思います。

そのパターンを教えてあげてほしい。そんなに多くはないのです。こうやって答えれば答えられるのだよというのを教えてあげるといような。もしかすると教員の方も余りそこまで教えないのではないかという気がするので、少しその辺のことを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 委員、ありがとうございます。

自らの考えをまとめる方法につきましては、授業の狙い、そして学んだことを明らかにする習慣ですとか、そういった話型と申しますか、表現方法につきましては、日頃の学習の中で定着を図っていくということが重要だと思います。この結果を受けた課題につきましては、校長会等でも発信をしているところでございますので、課題解決へ向けたそういった具体的な取組を学校に発信してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 それと、今は皆さん、大体パソコンを打ってやるような形になるではないですか。手で書くということが少なくなっているから、手で書くことが苦手なのです。具体的なことを言って申し訳ないけれども、手で書くことによって覚えていくということがあるのです。

今のお子さんたちは、皆さん、タブレット端末などを持っているから、タブレット端末に頼り過ぎてしまうのです。そういうこともあるので、板書をするって大切なのですよ。手で書くということに関してもう少し、校長会などでお話をさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 委員、ご発言のとおり、ノートにきちんと文字で表す、作業をするという活動は大変重要な学習の取組だと考えております。一方で、ICTの活用もより一層の推進を求めているところではございますが、やはりそのバランスをうまく取りながら、子どもたちの学力定着に向けた取組は進めていこうと考えております。

以上でございます。

○教育長 よろしいですか。

それでは、壺内委員。

○壺内委員 小学校が最高、中学校が3教科とも下回っているという結果が出ておりますが、やはり、こういう学力テストをやりっ放しでは駄目ですよということをぜひ言ってほしいと思います。必ず誤答といいますが間違ったところを分析する、評価をきちんとする。どこで間違っているのか。例えば間違いも、入口の部分で間違っている子も、最初からできない子もいます。ある

いは、真ん中ぐらい、最後のまとめの段階でうまくまとめられない。これが、記述式、思考力、判断力、表現力の一番大事なところであると思います。

まとめ方にしても、今、話がありましたようにどのように子どもたちがまとめていくのか。個別指導を今、学校はかなりやっております。そういう中で、一人一人に手をかけてやるということと、どの教科も無回答が多いと書いていますよね。やはり、非常に重要な課題であろうと思いますので、この試験の結果をぜひ分析してみて、各学校で、無回答も含めて、どこでつまづいているのか、つまづきの原因を探りながら、子どもたち一人一人に個別指導を徹底しながら、力を付けさせる。小学校で無回答になってしまうと、中学校でもまた無回答が増えるわけです。発達段階に応じてきちんと基礎・基本を押さえながら教えていただきたい、このことをぜひ校長会等でお話をしていただければうれしかないとします。

○教育長 指導室長。

○指導室長 この結果につきましては、問題ごとの正答率も全て示されております。例えば先ほどの私の説明の中で素因数分解が出ましたけれども、中学校の調査対象である第3学年が新学習指導要領の移行期間に中学校1年生のときに当たりまして、この中学校数学の2.4%のマイナス、全国平均正答率と本区との乖離につきまして分析をいたしましたところ、例えば、その移行期間で扱いが丁寧でなかったという課題が個別に明らかになったりするなどしております。

やはり、そういった学校ごと、各問題ごとの課題を細かく分析することが次なる取組の手立てのヒントになるかと思っておりますので、その辺りも強調して校長先生方には伝えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、以上で報告事項等の6を終わりといたします。

次に、報告事項等の7「令和4年度葛飾区中学校総合体育大会の実施結果について」の報告をお願いします。

指導室長。

○指導室長 それでは「令和4年度葛飾区中学校総合体育大会の実施結果について」報告をさせていただきます。

まず日程でございますが、令和4年5月15日から7月2日まで行われました。

会場でございますが、区内の中学校、奥戸総合スポーツセンター、水元総合スポーツセンター等で行われました。

主催は葛飾区教育委員会、中学校体育連盟でございます。

実施競技種目・結果につきましては、全12種目でございます。お手元の資料のとおり、優秀な

成績をおさめた中学校もございました。今年度もコロナ禍の中での実施ではございましたが、十分に感染対策を施しまして、工夫をして行い、練習も含めて実施をしたところがございます。

結果といたしましては、大きな問題もなく、終了しておりますことをご報告いたします。

以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問やご意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、報告事項等の7について、これで終了といたします。

次に報告事項等の8「『今後の水泳指導の実施方法に関する方針』の実施計画の改定（案）について」の報告をお願いします。

学校教育推進担当課長。

○**学校教育推進担当課長** それでは、「『今後の水泳指導の実施方法に関する方針』の実施計画の改定（案）について」をご説明いたします。

初めに1の「改定内容」でございます。令和3年11月に策定をしました「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の実施計画につきましては、状況の整った小学校から学校外で行います温水プールでの水泳指導への移行を計画的に推進していくこととし、その受入体制の整備として、既存の金町公園プールを屋内温水プールに改修することとしておりましたが、様々な状況を考慮し、現在、進められている清掃事務所の再編後に閉鎖が予定されております清掃事務所新宿分室に屋内温水プールを整備することと、計画の改定をするものでございます。

また、同実施計画におきまして、金町公園プールの次の施設の整備として、さらに整備が必要となった段階で、地域バランスも配慮しながら、次の屋内温水プールの整備の検討を行うこととしておりましたが、こちらにつきましては、現在、屋内温水プールの整備に向けて双葉中学校南側の都有地について、東京都と取得に向けた協議を行っておりますので、併せて報告させていただくものでございます。

次に、改定の理由でございますが、初めに（1）設置場所のアの区東側の表にあります「理由」をご覧ください。資料に記載のありますとおり、金町公園プールの改修から清掃事務所新宿分室跡地の整備とした理由につきましては、今後の水泳指導実施計画の策定後に新宿分室の閉鎖時期の見込みができたこと、金町公園プールの改修と比較し、より広いプールとバス停留・乗降場を整備することができること、金町公園プールと同様に周辺に小学校が多く、多くの小学校が利用しやすい場所にあること、学校施設として整備ができるといった点があることでございます。

次にイの区西側の双葉中学校南側都有地の整備の理由でございます。こちら、必要な規模のプールが整備できること、周辺に小学校が多く、多くの小学校が利用しやすい場所にあること、東京都から土地の取得ができれば、現在、更地であるため施設の解体をせずに工事に着手できる

こと、学校施設として整備ができるといった点でございます。

次に、裏面の整備スケジュールでございますが、こちらは別紙1の「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の移行計画（案）をご覧ください。こちらの資料の下段に「変更前」とされているまでの表がこれまで実施計画でお示ししているものでありまして、「変更後（案）」としているものが今回の改定のものとなります。

資料にありますとおり、区の東側での整備であります金町公園プールの屋内温水プールへの改修は令和7年度から運営開始を予定していたものが、新宿分室跡地での整備では令和9年度運営開始予定となっておりますが、区の西側の整備であります双葉中学校南側所有地での整備は、都からの土地取得後に速やかに整備を行い、令和7年度中の運営開始を予定としており、計画の進捗が東側と西側の順番が変わっております。

次に、もう1枚おめくりください。こちらの資料では、全区立小学校と区内の屋内温水プールの配置を示しておりますが、今回、お示ししました新宿分室と双葉中学校南側の所有地ともに、周辺に小学校が多く、多くの小学校が利用しやすい場所でございます。

恐れ入りますが、1枚目の資料の裏面、2ページの3番「金町公園プールの今後の対応について」をご覧ください。今回の改定を行うに当たりまして、金町公園プールは当面、現行の運営を継続いたしますが、今後の利用状況等を見ながら必要な検討を行うこととしてまいりたいと考えております。

本件に関する説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○**教育長** ただいまのご説明につきまして、ご意見やご質問がございましたら、お願いしたいと思っております。

よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の8を終了といたします。

次に報告事項等の9「四ツ木中学校の今後の水泳指導の実施方法について」の報告をお願いします。

学校教育推進担当課長。

○**学校教育推進担当課長** それでは「四ツ木中学校の今後の水泳指導の実施方法について」をご説明いたします。

初めに1の「概要」でございます。令和2年12月に策定をいたしました「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」では、中学校の水泳指導につきましては、小学校のほうが学校外の屋内温水プールへの移動計画が立てやすいといったことなどから、改築時や学校プールの大規模改修時の各学校の状況を踏まえて対応していくこととしております。

四ツ木中学校につきましては、現在、よつぎ小学校との施設一体型校舎整備の検討を進めていることから、令和4年度に学校外の屋内温水プールでの水泳指導を試行し、その結果を踏まえて

改築後の四ツ木中学校の水泳指導の実施方法を決定することとしております。

このたび、第1学期の四ツ木中学校3年生の水泳指導が終了したのに伴い、学校の意見を確認し、3年生を対象としたアンケート及び代表生徒の直接聞き取りも踏まえまして、今後の水泳指導に関する方針案がまとまりましたので、報告をするものでございます。

次に2の「四ツ木中学校の今後の水泳指導の実施方法について」でございます。四ツ木中学校につきましては、よつぎ小学校との一体型校舎としての整備を進めるに当たり、屋上の活用としましては、プールを設置するのではなく、第二校庭を整備することが下の階の教室配置への制約が少ないことなどから有用性は高いものの、中学校が教科担任制であるため、時間割編成に課題がございました。

このたびの試行から、次に説明をいたしますが、その対応によりまして、四ツ木中学校に関しましては学校外の屋内温水プールでの水泳指導が可能であることを確認しましたので、四ツ木中学校の今後の水泳指導につきましては学校外の屋内温水プールで実施することとし、学校改築後の小・中施設一体型校舎にプールは設けないことといたします。

次に、学校外の屋内温水プールでの水泳指導を実施するための対応でございます。初めに（1）の「移動時間の確保について」でございます。移動時間に関しましては、中学校では通常は1回の水泳指導を1単位時間50分で行っておりますが、学校外の屋内温水プールでは1回に2単位時間分を行います。これによりまして、前後の着替えやシャワー等にかかる時間が短縮され、学校プールと同程度の水泳時間を確保しております。

恐れ入ります、改めまして2ページの（2）「時間割の編成について」でございます。中学校は、教科担任制であり、講師も授業を行っているため、試行で行いました週1回の実施では、授業変更の調整が多くなりますが、週の複数日で水泳指導を実施することにより体育教員の調整や講師の時間割配置がしやすくなります。このことにつきまして、試行で利用しておりました屋内温水プール事業者から、来年度以降は週3回の受入れが可能との申し出があり、学校では週3回の受入れにより実施が可能と判断をしたものでございます。

次に「四ツ木中学校の屋内温水プールでの水泳指導の流れ」でございます。（1）が学校外の屋内温水プールを利用するときの流れであり、（2）が通常の流れでございます。先ほど説明しましたとおり、学校外屋内温水プールの利用に当たりましては、2単位時間まとめて行いまして、着替えなどの時間が全体として少なくなり、また、5校時前の休み時間等の中で授業準備に充てる時間と合わせ移動時間を確保し、70分程度の水泳の時間を確保いたします。

次に4の「四ツ木中学校3年生を対象としたアンケート結果」についてでございます。別紙と書かれました資料をご覧ください。こちらは、3年生の授業が終わった後に3年生を対象とした学校外屋内温水プールを利用した水泳指導の授業に関するアンケートと、代表の生徒に直接お話を伺った結果をまとめたものでございます。

アンケート結果は、2の「四ツ木中学校3年生を対象としたアンケート結果等」のとおりでございますが、(1)の屋内温水プールの施設環境は、「とても良い」と「良い」を合わせ92%。

(2)のインストラクターが指導補助に加わることについては、「とても良い」「良い」を合わせて96%。今後の水泳指導について、「屋内温水プールが良い」「どちらかというとな屋内温水プールが良い」を合わせて94%でございました。

次のページをご覧ください。(4)のとおり、複数回答で屋内温水プールのよかったところを質問した結果や、(5)の代表生徒の意見やアンケートの自由意見の主なものにつきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまのご説明につきまして、ご意見やご質問がございましたら、お願いしたいと思います。

青柳委員。

○**青柳委員** 中学生の屋内温水プールでの水泳指導についてなのですけれども、今回、四ツ木中学校は小学校との一体型校舎として整備するという計画の中で進めていますが、ほかの中学校でも、こういう形ではない場合でも、温水プールでという希望が出たら実施していくということは検討されるのでしょうか。それとも例外な形なのでしょうか。

○**教育長** 学校教育推進担当課長。

○**学校教育推進担当課長** 中学校につきましては、先ほどもご説明したとおり、時間割編成等で検討すべき点が多いということがございますので、基本的には改築時や学校プールの大規模改修時に対応を考えていくこととしております。四ツ木中学校に関しましては、小中一体型の校舎を整備するという事で、校舎の大きさや校庭の広さ等も様々考えてやっているものでございますので、現状としましては、中学校は基本的には今後も学校の屋外プールで授業をやっていくという形を取らせていただくことを考えております。

○**教育長** 青柳委員。

○**青柳委員** 中学校の子どもたちの話を聞くと、プール指導は、結構、屋上にプールがあることが多くて、風が強くて寒いとか、逆に暑くて大変だとかという話もある中で、「ほかの学校がいいな」ということになりそうだなというのが頭をよぎってしまった部分ではありますが、今回、そういう異例のケースなので、四ツ木中学校のみでやるということに関しては十分話は分かります。

今後、もしかしたら、ほかの学校もという話も出てきてしまうかもしれないなというのちょっと感じましたので。この間、屋内プールでの水泳指導を実際見学させていただいて、すばらしいなと感じましたので、中学生でもそういう形の取組を検討していければいいなと感じました。感想になります。

○**教育長** ありがとうございます。

やはり、中学校はカリキュラム上、なかなか難しいというお話を校長会からも聞いているところです。ただ、今後、非常に近いところにプールがある中学校ですとか、それぞれの事情を踏まえ、今後、さらに検討する必要があることは承知をしているものでございます。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項等の9を終わりといたします。

次に報告事項等の11「東金町運動場スポーツライミングセンターへの指定管理者制度の導入について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは「東金町運動場スポーツライミングセンターへの指定管理者制度の導入について」ご報告いたします。

1の「概要」といたしまして、本区の体育施設につきましては、現在、東金町運動場スポーツライミングセンターを除きまして、指定管理者制度により管理運営を行っております。令和5年度末には、今期の指定管理期間が満了するため、令和6年度からの指定管理者の公募に当たりましては、スポーツライミングセンターを指定管理の範囲に加え、他施設と同様に管理運営を行いたいと考えております。

2の東金町スポーツライミングセンターの概要につきましては、別紙1の配置図、別紙2の平面図をご覧くださいながらお聞きいただければと思います。

面積といたしましては、別紙2に記載のとおり、6,187平方メートルとなっております。

設備といたしましては、屋内のボルダリングウォール、高さ5メートル、幅30メートル、面積が507平方メートルとなっております。屋外には、リードウォール、高さ16メートル、幅12メートル、面積は約92平方メートルと、スピードウォール、高さ16メートル、幅6メートル、面積が約72平方メートルもございます。

3の「今後のスケジュール」といたしましては、令和4年9月下旬に文教委員会において指定管理者制度の導入に係る報告を行いまして、10月上旬に教育委員会におきまして規則の改正を行います。また、令和5年2月下旬に文教委員会へ公募準備報告を行い、公募手続を開始いたします。9月下旬には、葛飾区議会へ葛飾区体育施設の指定管理者の指定を報告する予定でございます。

4の「導入時期」といたしましては、令和6年4月1日からを予定しております。

私の説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまのご報告について、ご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思っております。

よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の11を終わりといたします。

次に報告事項等の12「令和3年度葛飾区体育施設指定管理者の外部評価結果について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは「令和3年度葛飾区体育施設指定管理者の外部評価結果について」ご報告いたします。

1の「実施理由」といたしましては、葛飾区が設置する体育施設の指定管理者業務につきまして、外部評価を実施することにより業務改善につなげ、利用者へのサービス向上を図るものでございます。例年、外部評価は6月に行われていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和4年8月に外部評価を受けることとなったものでございます。

2の「葛飾区体育施設指定管理者」は、住友不動産エスフォルタ・東洋管財共同事業体でございます。

3「外部評価実施団体」は、公益財団法人日本スポーツ協会から評価を受けました。

4の「外部評価の結果」といたしまして、外部評価認定日は令和4年8月1日でございます。評価点は94点で、評価点率が最高点の90%以上となったことから、格付けがAAAとなりました。7段階中の最上位で、経営体制及び管理運営体制が極めて安定的かつ良好な状態との評価を受けました。外部評価の報告は別添のとおりとなりますが、3ページには、評価点の総括表で、98点中94点を取得したことが、また4ページ以降には、評価内容といたしまして総論等が記載されております。

私からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、以上で報告事項等を全て終了といたします。

本日、用意をされております案件は以上でございますけれども、それ以外に何か、ご意見、ご質問などございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、以上で令和4年教育委員会第9回定例会を終了といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 12時12分